

意見聴取要請の概要

食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

（平成 18 年 5 月 22 日付け）

・ サッカリンカルシウム

サッカリンカルシウムは、サッカリンのカルシウム塩である。

我が国では、サッカリン及びその塩類について、昭和 23 年にサッカリンナトリウムが、昭和 36 年にはサッカリンが食品添加物として指定され、甘味料として使用されている。

・ L-グルタミン酸アンモニウム

L-グルタミン酸アンモニウムは、L-グルタミン酸アンモニウムは、酸性 - アミノ酸の一つである L-グルタミン酸のアンモニウム塩である。

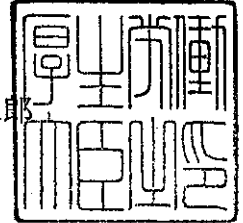
我が国では、L-グルタミン酸塩類の食品添加物として、昭和 23 年に「L-グルタミン酸ナトリウム」、平成 3 年に「L-グルタミン酸カリウム」、「L-グルタミン酸カルシウム」及び「L-グルタミン酸マグネシウム」が指定されたほか、昭和 39 年に「L-グルタミン酸」が指定されており、調味料として広く食品に使用されている。

大

厚生労働省発食安第 0522005 号
平成 18 年 5 月 22 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



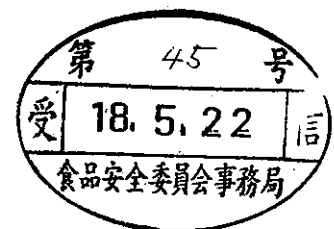
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること

サッカリンカルシウム

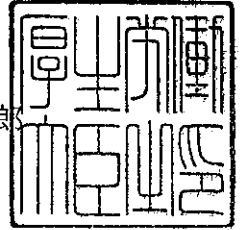


大

厚生労働省発食安第 0522006 号
平成 18 年 5 月 22 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

L-グルタミン酸アンモニウム

